○法務省令第四十二号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、商業登記規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月二十五日

法務大臣　上川　陽子

商業登記規則等の一部を改正する省令

（商業登記規則の一部改正）

第一条　商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

（会社法人等番号の記録）

第一条の二　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号。以下「法」という。）第七条に規定する会社法人等番号（以下「会社法人等番号」という。）は、十二桁の番号とし、次に掲げる者につき新たに登記記録（支店の所在地における登記の登記記録を除く。）を起こすときに、登記所及び次の各号に掲げる区分ごとに、登記記録を起こす順序に従つて付したものを記録する。

一　株式会社

二　合名会社、合資会社、合同会社及び外国会社

三　商号使用者、支配人、未成年者及び後見人

2　前項の規定にかかわらず、同項第一号又は第二号に掲げる会社（外国会社を除く。）につき、新たに登記記録を起こす登記（支店の所在地における登記及び法第七十九条に規定する新設合併による設立の登記を除く。）と同時に申請された登記により閉鎖される登記記録（新たに登記記録を起こす登記と同時に申請された登記により第六十五条第五項の規定による記録をする登記記録があるときは、当該登記記録。以下この項において「閉鎖登記記録等」という。）があるときは、新たに起こす登記記録に記録する会社法人等番号は、閉鎖登記記録等に記録されている会社法人等番号と同一のものとする。

3　第一項の規定にかかわらず、外国会社につき新たに登記記録を起こす場合において、当該外国会社につき他の登記所において既に起こされた登記記録であつて、現に効力を有するもの（以下この項において「外国会社先行登記記録」という。）があるときは、新たに起こす登記記録に記録する会社法人等番号は、外国会社先行登記記録に記録されている会社法人等番号と同一のものとする。

4　第一項の規定にかかわらず、同項第三号に掲げる者につき新たに登記記録を起こす場合において、当該登記記録に記録されるべき商号使用者、商人、未成年者又は被後見人の氏名及び住所が次に掲げる登記記録（以下この項において「商人先行登記記録」という。）に記録されているときは、新たに起こす登記記録に記録する会社法人等番号は、商人先行登記記録に記録されている会社法人等番号と同一のものとする。

一　第一項第三号に掲げる者につき既に起こされた他の登記記録であつて、現に効力を有するもの（次号の場合を除く。）

二　第一項第三号に掲げる者がその営業所を他の登記所の管轄区域内に移転した場合にあつては、その旧所在地における登記記録

第九条第五項ただし書中「限る。」の下に「又は同項の書面に会社法人等番号を記載した法人」を加え、同条第九項中「又は主たる」を「若しくは主たる」に改め、「する場合」の下に「又は当該法人の会社法人等番号を提供して届出をする場合」を加える。

第九条の四第二項ただし書中「又は主たる」を「若しくは主たる」に改め、「請求するとき」の下に「又はその書面に会社法人等番号を記載したとき」を加える。

第九条の七第一項中「商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第三十条第一項第一号中「登記事項」の下に「（会社法人等番号を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を加える。

第三十六条の二の次に次の一条を加える。

（添付書面の特例）

第三十六条の三　法第十九条の三の法務省令で定める場合は、申請書に会社法人等番号を記載した場合とする。

第五十二条の次に次の一条を加える。

（商号の譲渡又は相続の登記）

第五十二条の二　商号の譲渡による変更の登記をするには、譲渡人につきその商号の登記記録に商号の譲渡があつた旨、譲受人の氏名及び住所並びに譲渡の年月日を記録し、当該登記記録を閉鎖するとともに、譲受人につき新たに登記記録を起こして次に掲げる事項を記録しなければならない。

一　法第二十八条第二項各号に掲げる事項

二　商号の譲渡があつた旨

三　譲渡人の氏名及び住所

四　譲渡の年月日

2　前項の規定により登記すべき事項（同項第一号に掲げる事項を除く。）は、各登記記録中の登記記録区に記録しなければならない。

3　前二項の規定は、商号の相続による変更の登記について準用する。

別表第一商号区の項中「営業所」を「営業所　会社法人等番号」に改める。

別表第二未成年者区の項中「未成年者」を「会社法人等番号　未成年者」に改める。

別表第三後見人区の項中「被後見人」を「会社法人等番号　被後見人」に改める。

別表第四支配人区の項中「商人」を「会社法人等番号　商人」に改める。

別表第五商号区の項、別表第六商号区の項、別表第七商号区の項及び別表第八商号区の項中「商号」を「会社法人等番号　商号　商号譲渡人の債務に関する免責」に改める。

（各種法人等登記規則の一部改正）

第二条　各種法人等登記規則（昭和三十九年法務省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第五条中「（昭和三十九年法務省令第二十三号）の下に「第一条の二第一項、」を、「並びに同規則」の下に「第一条の二第二項、」を、「について、同規則」の下に「第一条の二第三項、」を、「において」の下に「、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「登記所」と、同条第二項中「法第七十九条に規定する新設合併」とあるのは「新設合併」と」を加え、「「清算」を「清算」に改める。

別表名称区の項中「名称　名称譲渡人の債務に関する免責」を「会社法人等番号　名称　名称譲渡人の債務に関する免責」に改める。

（特定目的会社登記規則の一部改正）

第三条　特定目的会社登記規則（平成十年法務省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「（昭和三十九年法務省令第二十三号）の下に「第一条の二第一項及び第二項」を、「場合において」の下に「、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「登記所」と」を加える。

別表商号区の項中「商号　商号譲渡人の債務に関する免責」を「会社法人等番号　商号　商号譲渡人の債務に関する免責」に改める。